

6 製造薬第 1 8 6 号

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名 称 日産化学株式会社

製造所の
所 在 地 富山県富山市婦中町笹倉 635 番地

製造所の
名 称 日産化学株式会社 富山工場

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 3 号の区分

許 可 の
有効期間 令和 6 年 8 月 12 日から
令和 11 年 8 月 11 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

令和 6 年 5 月 24 日

農林水産大臣 坂本 哲志